



会員規則

本規則は、クラブの目的に賛同し入会した会員の規則を定めたものである。

（目的）第1条

- 1、クラブの理念”自分を信じ仲間を信じて未来に向かってチャレンジし続ける”
- 2、目指す会員像”エキサイトメント（感動）、チャレンジスピリッツ（挑戦）、リスペクト（敬意）”
- 3、会員は陸上競技または運動・スポーツ活動を通して、心身の健全な育成と技術向上、会員相互の親睦及び他者との交流を深めることを目的として、以下に示すクラブ活動に参加するものとする。
 - （1）教室活動
 - （2）大会参加
 - （3）合宿・遠征
 - （4）交流イベント
 - （5）その他、クラブが目的を遂行するために企画する活動
- 4、会員及びその保護者はクラブが目的とするスポーツを通じた人間育成及び地域社会への貢献活動に賛同し、協力するものとする。
- 5、会員は品行方正な振る舞いと他者を重んじる心を持つよう努めなければならない。
- 6、クラブの目的及び活動に会員からの賛同を得られるようクラブは活動計画を示さなければならない。

（会員の種別）第2条 本クラブには以下のクラブ会員をおく。

個人会員 クラブの目的に賛同して活動する個人（またはその保護者）

賛助会員 クラブの目的に賛同し、クラブの活動を賛助する個人または団体

（入会・休会・退会）第3条 会員の入会・休会・退会・除名については以下のとおりとする。

- 1、入会しようとする者は、所定の入会申込手続きを行い会員となることができる。入会は年間を通じて随時行い、保険加入を原則とする。
- 2、会員は、自己の理由により、休会を申し出ることができる。休会は本人（保護者）とクラブで協議し、その期間等を定める。
- 3、会員は、事前に申し出、所定の退会届を提出して任意に退会することができる。

（会員の資格喪失）第4条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- （1）退会届を提出したとき
- （2）本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- （3）正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けても納入しないとき
- （4）除名されたとき

（除名）第5条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、事前に弁明の機会を与えなければならない。

- （1）この規則等に違反したとき
- （2）この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- （3）暴力団等反社会的勢力に所属または関係していると判明したとき

（会費）第6条 クラブの会費とは入会金、年会費、月謝をいう。

- 1、個人会員は、会費を納入しなければならない。

会費額は以下のとおりとする。

入会費 3,300 円/年（保険料・チーム T シャツ等を含む）

月会費 プレミアム会員 3,300 円（税込）/月、スポット会員 1,100 円（税込）/回

- 2、会費は、当月払いとし、会費に施設使用料等の実費分を合わせた金額を、現金または口座振替などにより徴収する。

- 3、賛助会員は、下記に定める年会費額を納入する。

- （1）個人 1 口 1,000 円/年とし、1 口以上
- （2）団体 1 口 5,000 円/年とし、1 口以上

（抛出品品の不返還）第7条 既納の入会金、年会費、月謝その他の抛出品品は、返還しない。

（安全管理）第8条

- 1、クラブは安全計画を作成し、その活動中、会員に危険が及ばないよう体制を整え、最大限の注意を払わなければならない。

- 2、クラブは各種ハラスメント及び暴力・暴言による指導が起きないように努めると共に、万一、これらのハラスメントが起きた際には速やかに対処できるよう適切な体制を整えなければならない。
- 3、個人会員は、スポーツ安全保険に加入し、練習、試合、送迎時に起こったケガ等については、加入するスポーツ安全保険の補償内容で対応する。
- 4、個人会員の送迎がある場合、基本的には保護者が行うものとするが、クラブスタッフがやむをえず送迎をし、事故等が発生した場合において、運転者に重大な過失がない限り、その責任の追及は行わない事とし、すべてクラブが加入する保険にて処理を行うものとする。
- 5、練習や大会等での不慮の事故や物損等においても、当事者に重大な過失がない場合、その責任追及は行わない事とし、すべてクラブが加入する保険にて処理を行うものとする。

（登録）第9条

- 1、本クラブから試合に出場しようとするものは、日本陸上競技連盟及び熊本陸上競技協会に本クラブの選手登録手続きをしなければならない。

附則

1、クラブ内連絡方法・手段について

連絡方法・手段については、クラブが指定した連絡方法・手段により行う。会員は指定された連絡方法・手段が取れるようにしなければならない。

3、ビデオ、写真、氏名等の掲載について

クラブは、会員のトレーニング風景や大会の様子等をビデオやカメラで撮影し、クラブの広報、事業案内、SNS等に名前と共に使用する場合がある。

会員は、自身が写り込んだ写真や映像をクラブが使用することを拒否することができる。その際は、事前に申し出ることとする。

4、所持品の管理について

クラブ活動中の貴重品等の管理は各自で責任をもって行うこと。また、クラブ活動中に貴重品や無くなると困るような物、活動に必要な物は持って来ないこと。紛失した場合、クラブでは一切の責任を負わない。

本規約は、2023年10月1日から適用する。

